

可児市議会基本条例の一部を改正する条例（案）

可児市議会基本条例（平成24年可児市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 会議等 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条に定める定例会及び臨時会、<u>委員会及び法第100条第12項の規定により規則で定める会議をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 会議等 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条に定める定例会及び臨時会（以下「<u>本会議</u>」という。）並びに<u>委員会及び法第100条第12項の規定により会議規則で定める協議又は調整を行うための場をいう。</u></p>
<p>(議会の使命及び活動原則)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>(議会の使命及び活動原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>(調査機関の設置)</u></p> <p>第4条 <u>議会は、議会活動に関する審査及び調査のため必要があると認めるときは、調査機関を置くことができる。</u></p>
<p>(議員の使命及び活動原則)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>(議員の使命及び活動原則)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(議長及び副議長の所信表明)</u></p> <p>第6条 <u>議会を代表する議長及び副議長の選出については、立候補制とし、公開の場でそれぞれ所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。</u></p>
<p>(会派)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(会派)</p> <p>第7条 (略)</p>

(市民参加及び市民との連携)

第6条 (略)

2～5 (略)

6 議会は、すべての議員の参加の下、議会報告会を毎年開催するとともに、報告事項等に関して市民から提出された意見を議会運営の改善、政策提言等に反映させるよう努めなければならない。

(市長との関係)

第7条 (略)

(議決事件の拡大)

第8条 (略)

(議論の充実)

第9条 (略)

(委員会の適切な運営)

第10条 (略)

(常任委員会の活動)

第11条 (略)

2 (略)

3 (略)

(自由討議の充実)

第12条 (略)

(市民参加及び市民との連携)

第8条 (略)

2～5 (略)

6 議会は、すべての議員の参加の下、議会報告会を毎年開催することとし、市民の意見を議会運営の改善、政策提言等に反映させるよう努めなければならない。

7 議会は、地域課題懇談会を開催し、市民の意見を議会運営の改善、政策提言等に反映させるよう努めなければならない。

(市長との関係)

第9条 (略)

(議決事件の拡大)

第10条 (略)

(議論の充実)

第11条 (略)

(委員会の適切な運営)

第12条 (略)

(常任委員会の活動)

第13条 (略)

2 常任委員会を代表する議員は、本会議において議長の許可を得て所管事務に関する質問をすることができる。

3 (略)

4 (略)

(自由討議の充実)

第14条 (略)

(政務活動費) <u>第13条</u> (略)	(政務活動費) <u>第15条</u> (略)
(議員研修の充実強化) <u>第14条</u> (略)	(議員研修の充実強化) <u>第16条</u> (略)
(政治倫理) <u>第15条</u> (略)	(政治倫理) <u>第17条</u> (略)
(議員定数) <u>第16条</u> (略)	(議員定数) <u>第18条</u> (略)
(議員報酬) <u>第17条</u> (略)	(議員報酬) <u>第19条</u> (略)
(議会広報の充実) <u>第18条</u> (略)	(議会広報の充実) <u>第20条</u> (略)
(議会予算の確保) <u>第19条</u> (略)	(議会予算の確保) <u>第21条</u> (略)
(議会事務局の体制整備) <u>第20条</u> (略)	(議会事務局の体制整備) <u>第22条</u> (略)
(議会図書室) <u>第21条</u> (略)	(議会図書室) <u>第23条</u> (略)
(最高規範) <u>第22条</u> (略)	(最高規範) <u>第24条</u> (略)
(見直し手続) <u>第23条</u> (略)	(見直し手続) <u>第25条</u> (略)

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。